

■ 留意事項

提出いただいた申請書は、原則として非公表です。ただし、先導／挑戦プロジェクトとして選定された場合、記入いただいた申請内容や添付いただいた参考資料は、経済産業省HP等における紹介に使用させていただく場合がございます。万が一、申請書に記入いただいた内容や参考資料で公表対象外とすべき箇所があれば、「予備考欄」にてその旨お知らせください。
申請にあたっては、本申請書だけでなく、参考資料を添付いただくことも可能です。その場合は、各資料について参考資料番号を付すとともに、各要項（イ～ニ）で対応する参考資料番号を記載ください。

■ 応募区分に関する説明

応募を希望する区分	挑戦プロジェクトでの応募を希望する
上記を選択した理由	2026年度からのLCA算出サービス提供を目標として、24年度は基本設計並びに自動車業界における実証、25年度は基盤・アプリ開発並びにより多くの取組企業の拡大を目指した活動を推進中。本事業が挑戦プロジェクトとして認定いただくことで、国内外の活動においてウラノス・エコシステム・プロジェクトの活動の1つとして認知されることに意義があると考えられるため。

■ 募集対象に係る説明

イ 代表者に関する情報	氏名 所属 連絡先(メールアドレス)	藤原 輝嘉 一般社団法人自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センター 代表理事 contact@abtc.or.jp
ロ プロジェクトの名称		自動車ライフサイクルアセスメントを通じてCO2低減を実施するためのサプライチェーン間のデータ連携プロジェクト
ハ プロジェクトの概要		自動車のライフサイクル全体のカーボンフットプリントのデータを安全・安心にサプライチェーン上の企業間で連携させ、アセスメントを通じてサプライチェーン全体でのCO2排出量削減を目指す取り組みです。自動車業界において、データ主権を担保しながら企業間のデータ共有を促進する基盤構築や、データを登録するためのアプリケーションを開発する事業者の誘致・育成、経済合理と利便性が両立するLCA原単位データベースの社会実装等を通じて、多様な参加者によるエコシステム構築を目指します。 対応する参考資料がある場合は番号を記載→ 1 ※プロジェクトに関するウェブサイトなどがあれば、そちらも記載ください。

■ 審査の視点に係る説明

ニ サービスの明確化に関する説明	<p>ライフサイクルアセスメントを通じてCO2低減に取り組むためには、自動車・自動車部品の業界をまたぐ多くのサプライチェーン上の企業間でのデータ連携が必須です。本プロジェクトにおいてABTCが提供するデータ連携サービスは、以下の2つの価値を提供します。</p> <p>1) ライフサイクル全体でのアセスメントを行うために必要なデータ項目について、データ提供者の意思に基づいて連携の範囲を決められます。これにより、意図しない相手にはデータを秘匿しながら、サプライチェーン上の取引関係に沿ってデータの集計・分析を行います。</p> <p>2) データ利用者（川下企業）からデータ提供者（川上企業）に対して参加を呼びかけやすくするため、データ利用者の負担で原単位データベースを利用できるライセンス形態が提供されます。またライセンス管理は、海外からの利用を想定し、個人情報のデータ越境を不要とする方法で行われます。</p> <p>データ連携サービスを提供する基盤は、業界の協調領域と位置づけ「データベースに関する機能群」と連携し、「トレーサビリティ管理」、「原単位データベース管理」の機能を実装しています。また業界全体の分析等に用いるアプリケーション機能は、必要最小限に限定した上で協調領域に位置づけています。一般のアプリケーションについては、共通のインタフェースの実装を求めることで相互運用性を担保しながら、多様なアプリケーション提供企業の参入を認め、ユーザーによる自由な選択を可能とする競争領域と位置づけます。このような形で競争・協調領域を峻別したサービス運営を行います。</p> <p>対応する参考資料がある場合は番号を記載→ 2 ※なお、本要項への説明にあたっては、データ連携に係るシステム構成が分かる図表を参考資料として提出してください。</p>
------------------	--

ホ データ主権の確保に関する説明

<p>データ提供者とデータ利用者が従うルールとして、当法人で既に実装しているトレーサビリティ基盤サービスのデータ利用規約を流用・拡張して採用する予定です。この規約では、自動車LCAで取り扱うデータについて、データ提供および利用の目的・範囲を定めるとともに、データ提供者がデータ開示先をコントロールできることを明記します。規約の要求を実現するシステム機能として、データ提供者がデータ開示先をコントロールできる「データへのアクセス制御機能」をデータ連携基盤に実装します。</p> <p>対応する参考資料がある場合は番号を記載→ 3 ※なお、本要項への説明にあたっては、データ連携に係る実際の契約書等を参考資料として提出してください。</p>
--

ハ オープン性の確保に関する説明

<p>自動車LCAのデータ連携サービスの仕様は、経済産業省によるR6年度事業「無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業（サプライチェーンデータ連携基盤の構築に向けた実証事業）」の検討結果を踏まえて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が「自動車ライフサイクルアセスメントにおけるデータ連携の仕組みに関するガイドライン」として公表しました。当法人によるデータ連携基盤の開発はこのガイドラインに準拠して実施中です。公開ガイドラインに準拠することにより、競争領域を含むアプリケーションの提供者に対しても、特定の事業者に限定されず、広く公平に接続する機会が提供されます。</p> <p>サービス面においては、当法人よりサービスの内容を告知するとともに、データの取り扱いルールを利用規約として公開する予定です。</p> <p>対応する参考資料がある場合は番号を記載→ 4</p>
--

ト 関係者との積極的な連携に関する説明

<p>経済産業省の事業を通じて産官学のプロジェクトを推進しています。日本自動車工業会、日本自動車部品工業会とのシステム要件定義や実証の取り組みを進めるとともに、原単位データベースIDEAの有効性検証を国立研究開発法人産業総合技術研究所、AIST Solutionsと進めています。またエコシス</p>
--

テム拡大を目的として、公開可能な情報を当法人の情報提供プログラムを通じて、アプリケーション事業者や業務支援事業者、サービス利用者に提供する取り組みを進めています。

対応する参考資料がある場合は番号を記載→

5

子 備考欄

データ連携基盤については、ODS-RAMIに準拠した設計および開発を行っており、その事例はコンテキストカタログにも掲載されています。

「B.7 Lifecycle Assesment: 自動車ライフサイクル全体におけるカーボンフットプリントデータ」

また自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センターは、IPAが提供する「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版（蓄電池CFP・DD関係）」に準拠するデータ連携サービスの提供において、情促法第28条に基づく「公益DPF運営事業者認定」を2024年9月1日付で取得済みです。

※申請を行ったデータ連携の仕様が、「Whitepaper：ウラノス・エコシステム・データスペース リファレンスアーキテクチャモデル」に準拠している場合、申請を行った運営主体が、情報処理の促進に関する法律第28条に基づく認定を取得している場合は、その旨記載してください。